

第4回 小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録

日 時 平成21年11月30日（月） 午後3時～5時

場 所 市役所505会議室

出席者 委員長・副委員長他委員5名

事務局：財政課長、財政課長補佐、財政課主査

地域文化課長

1 開会

2 資料説明

3 検討課題

4 その他

5 閉会

資料

資料1 第3回小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録

資料2 平成20年度 地域センター・公民館利用率一覧

資料3 各委員の意見要旨

資料4 受益者負担の適正化検討委員会の検討課題

○委員長 本日はお忙しい中、委員の皆様にご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、第4回小平市受益者負担の適正化検討委員会を開催いたします。

それでは、次第の2、資料説明について事務局からお願いいいたします。

○事務局 次第の第2、資料のご説明をいたします。

資料1は、第3回の委員会のときの会議要録でございます。資料2は、平成20年度地域センター・公民館利用率の一覧表です。資料3は、各委員のこれまでの意見の要旨というものを作成しておきました。資料4は、受益者負担の適正化検討委員会の検討課題です。

資料1は、あらかじめ各委員にお渡し、確認をしていただいたものです。

資料2は、前回の委員会で委員からご依頼のあった資料です。平成20年度の地域センター・公民館の利用率を、各館ごと利用時間の区分ごとに表にした資料です。下段に計算式を示していますが、利用率は利用件数を利用可能数で割ったものです。利用可能数につきましては、開館日数に各部屋の部屋数を掛けたものです。この表を見ますと、地域センターでは各館の利用率は平均45.6%となり、公民館では50.2%となります。このため、やや公民館の利用率が高くなっています。また、各施設ともに利用は午後が多くて夜間の時間帯が少なくなっています。

次に、資料3ですが、前回の委員会で各委員からいただいたご意見を中心にまとめたものです。前もって先週資料を送らせていただきましたが、訂正等がございましたら後ほど申し出ていただければと思います。

それから、資料4につきましては、これまでの委員のご意見を中心に検討課題をまとめたものでございます。この資料につきましては、次の次第3でご検討いただく資料ですので、後ほどご説明いたします。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。

○委員 利用率を出していただいてありがとうございます。それで、他市でもこうしたいわゆる市民利用施設というのでしょうか、そうしたものについての使用料についてはどこでも課題になっていることで、いろいろなところでこうした委員会を設けて議論されていますけれども、そうした他市のものなどを拝見していますと、今急いでこれを見たのですけれども、全部は追い切れてお伺いしたいのですが、他市のケースですと利用率のこうした違いが、ばらつきが出てくるということの大きな要素の一つとして交通の便ということが出ていたのですけれども、きょう私はこうして名前が並んでいても、どうした施設状況なのかなということはいま一つわからないところがあるので、そのあたりで例えば、ここは団地があるから人がすごく密集して住まわれている地域で多いとか、あるいは、やはり問題になっているのは逆にちょっと数字の低いところが問題になると思いますので、そうしたあたりでここはこうしたケースがあるので数字が低目に出ているとか、あるいはその改善に向けてどのようなことをされているのかということを、お伺いできればと思ったのですけれども。

○委員長 どうぞ、お願ひします。

○事務局 地域センターは18館ございますが、アクセスについては基本的に小学校区に1館という構想でございます。半径約500メートル位のところにつくっていきましょうという当初の計画でございます。ですから必ずしも駅であるとかということではございません。利用地の問題もございましたので、外れにある部分もございます。

そういう意味では、やはり市の今までの発展してきた経緯、今ほぼ中央に市役所がございまして東西に長い地形なものでございますから、東部、花小金井駅のそばに東部出張所、そして、西部のほうは小川駅のそばに西部出張所をつくって、主に市民課の業務を中心に行っている出張所がございますけれども、その中央もまぜてその3カ所にかかるような地域にある施設につきましては一定の利用は見込まれますが、既にそこには公民館があり集会室があり必ずしも十分に利用はされていないこともあります。

もう一つ、かつては農地であったところが宅地化されて開発されて、その中にあわせてつくったような場所もございます。そういうところはやはり利用が伸びていないのかなと思います。例えば御幸地域センターは午前につきましても夜間につきましても18館中最低でございます。

その下の喜平は小平団地という大きな団地がございます。1,800戸はあるかと思いますので、その近くにある、喜平地域センターは午前中について言えば一番利用が多いところでござい

ます。

あと都営住宅の1階に併設した地域センターが3館ありますけれども、やはり団地の中にあるということで、それなりの利用が見込まれているのかなと思いますが、ただ相対的に、やはり公民館のほうもある程度同じことが言えるかと思いますけれども、利用者から見るとほぼ同じような利用ができるものですから、利用につきましてはなかなか大きな数字はとれていない。特に夜間につきましては10%台、20%台というのが多数を占めているところから見ましても、こちら辺はなかなか利用されていないのかなと思います。

それに対する対策ですけれども市報等でも呼びかけましてもなかなか活用されてない。そういう中で公民館であるとか集会所のほうは、パソコンを使ってインターネットでできるようにしました。ただ、地域性を重視すると地域センターはお年寄りも多いということで、なかなかパソコンを使い切っていないというところで、そのシステムには乗らなかったわけすけれども、電話で利用申し込みをできるように昨年の夏から始めたということ。

それとあとは、自治会を中心にして地域のコミュニティの場づくりとして自治会にも折を見て利用については優先的にご利用いただけますというPRをしているところでございます。

以上でございます。

○事務局 本日は公民館の担当館長が、外せない用件がございまして欠席しましたので詳しい内容はわからないですが、この表の一番下の鈴木公民館ですが、開設が平成16年度ということで、まだ開館が間もないということもございまして、利用についての実績がなかなか少ないのかなという印象はございます。

それから、花小金井北公民館、上宿公民館、仲町公民館も利用率が30%台ですが、それぞれ理由があるかと思いますが、共通して言えることは施設が古いということ、狭いことでございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員長 他にご質問ございますか。

○副委員長 この資料2のデータを受けて、我々としてはどのようにこのデータを見ておけばいいのかなというところ、私もなかなか土地勘がありませんので、このデータを見てこの後の判断にどういうふうに生かしていくかという方向性について少し意識共有というのでしょうか、ディスカッションをさせていただければありがたいなと、それが今のタイミングなのかどうなのか委員長のご判断になりますけれども。

○委員長 結構です。

○副委員長 多分、地域によって当然利用率が高かったり低かったり、それは当然だと思うのですけれども、この地域センターとそれから、公民館の両方のデータを我々として拝見して、これが結局今のところの受益者負担の話をしようとするときに、どういう点に留意して見ていかないといけないのかということで、むしろ地域でやっていらっしゃる委員さんがそのあたりの勘どころというのでしょうか、お持ちなのかもしれないですが、この地域センターは平均にすると45.6%、また公民館は50%という、この結果に対して受けられた印象というのでしょうか、

そんなようなところをよろしければちょっとお聞かせいただければと思いますが。このデータからだけでは何とも言えないというのもあるのかもしれないのですけれども、そのあたりも含めてご意見をいただければと思ったのですが。

○委員 利用者として発言してよろしいですか。

この中で私は4つから5つ利用させてもらっているのですが、まずは鈴木公民館が一番低いのですが、きのうまでお祭りがありましてそのお手伝いをしてきたのですが、建設された当時かなり大きな近くの地権者との問題が絡んでおりまして、かなりたった後、建設された後一旦休眠状態になった公民館だったです。今、私どもは公民館の人たちと話し合いをしているのですが、一番の問題はやはり団塊の世代、これは他の公民館もそうだと思うのですが、団塊の世代の人たちがなかなか参加をしてくれないといったらおかしいですが、まだ足が公民館に向いていない、あるいは地域センターに向いていないということですから、この四十数%なりあるいは50%の利用率は妥当といったらおかしいですけれども、これから私は伸びていくのではないかという感覚があります。

それから、2番目は、この間公民館の審議会の方と、八館会の方がお話をされていましたね。あの中で私は非常に驚いたことが、将来像について役員の老齢化があると、それから、役員の該当者の人数が減っていると。そういうことでやりくりをしているのが大変であるが、サークルの脱退とか解散がかなり続いている。

これが私自身にとっては非常にショックです。建物、ハード、箱物としては、小平は大変すばらしい公民館なり地域センターを持っているのですが。それから、2番目に驚いたことは、役員、運営委員が公民館の事業活動の活性化に対する支援業務の対価というのは、自分たちはボランティアとしてやっているのだけれども、イベントは公民館側がイニシアチブをとって進めるべきだと、これは私が大変驚いた2番目の項目なのですが、ボランティアのいわゆる認識の落差を感じまして。ですから今、副委員長に申し上げられることは、小平はいい器を持っていて、一方では市民が結束していろんなものが育ちつつあるのだけれども、人材がまだ投入されていない。他方、それではだめだ、もっと盛り上げていこうではないかという機運と、2つの流れを私自身は使用しながら感じております。

○副委員長 半分ぐらいの利用率、どちらもあると思うのですけれども、それを高いと見るか低いと見るかというのは、なかなか一概には結論を出せないという感じなのでしょうかね。まして地域性が違うところも合計して平均でということであっても、なかなか我々としても、地域それぞれにやはり特徴があるという前提を忘れないで議論しないといけないというところですね。

○委員 そうですね。

○副委員長 当然、担い手も偏在しているかと思います。

○委員 地域センターについて、お聞きしたいと思いますけれども、この利用率というところで例えば午前中の美園地域センターは41.3%。これは全体の中ではそんなに高くもないし、一番低いというところは30%、20%台とかありますけれども、例えばあそこは子どもたちが遊べるような、小さなお子さんが遊べるようなスペースとかありますよね。そういうしたものについて

ていつも若いお母さんたちとか、私も子どもが小さいときは連れて行ったりしましたけれども、そのようなものの利用のものは入っているのでしょうか。

または、あと卓球で利用する場合は遊戯室の利用になりますから、もちろん加味されると思うのですけれども、子どもとお母さんが遊べるようなスペース、お父さんでもいいのですけれども、そういうたところの利用の反映というのはどんな形でされているのでしょうか。よく民生委員、児童委員さんがいらっしゃって相談室のような集い、広場をやっていたりするかと思いますけれども、その辺を教えてください。

○事務局 地域センターは、設立の趣旨がまずは個人で自由に使っていただきましょうというのがまず前提です。ただし、利用がない状況の中で団体に占有利用をしてもらいます。その料金設定をしているわけですね。ですから、ここでのパーセンテージはあくまで団体利用のみのカウントですので、今お話しの部分は含んでおりません。

ただ、年間18館で七十数万人の利用者がいるわけですが、その中には今言いましたような個人の子どもたちが、そろそろ今ぐらいの時間になると卓球にまず来ますし、午前中ですと小さなお子様連れのお母さん方も集まってくる。また、子どもつどいの広場と呼んでいるのですが、次世代育成の事業はカウントには入れているのですね。利用率にはそういう意味では入ってきてていますけれども、個人個人で使っている部分はとっていますので、先ほど知恵袋と言いましたでしょうか、それは民生委員さんがやっている、あれもロビーでやっているのだと思いますので、それはカウントしていません。

○副委員長 そのような活動というのは、公民館はどうなのでしょうか。

○委員 ありますね。

○副委員長 ということは、ほとんど両者とも使われ方自体はそんなに変わらないということなのですかね。施設の由来からすれば片方はコミュニティ行政から生まれてきているものですし、公民館は社会教育行政から来ているものなのですけれども、使われ方としてはもう地域の中で溶け込んで、子どもたちも来ればその親ごさんもいらっしゃるというような場が、公民館にもこの地域センターにもあるという、そんなイメージということですか。

○委員 そうですね。ちょっといいですか。

○委員長 はい。

○委員 あるはあるのですけれども、やっぱり成り立ちが違いまして、今の子どもつどい広場というのがあるのと同じように公民館の場合は、学校が週休2日制になったころから友・遊という事業をやってたりしますので、それが少し近いかなとは思うのですけれども、それはどちらかというと自然遊びというよりは事業を展開して、子どもたちと自然にというよりはそういう事業の一環でやっているという話で、地域センターの場合は、他の部署に事業としての貸し出しをしているというような意味でやっているということで、実際には今回の幾らというものには関係がないところではあるのですが、地域センターの利用ということでは、かなりあるのではないかというところがあったので、「美園って何か少ないわね」とか思っても、それなりに人の出入りがあり、雨の日にはロビーに子どもたちがいっぱいなのですよね。今回のこの適正化検討委員

会とは全然違うのかもしれませんけれども、「地域センターって余り利用していないね」というようなところとは、また少し認識が違ったので発言させていただきました。

○副委員長 つまり、この利用率のデータからは見えない部分というのもあるということを、考慮していくということですかね。我々委員としての心構えとしては。

○委員 直接使用料というところには、関係はしてはいないですけれども。

○委員長 例えば、これは公民館などの場合は、自主事業はここに入っていないわけですね。

○事務局 入っていません。

○委員長 ですから、地域センターにしても公民館にしても、だれでもが行ってすぐに借りようと思っても、空いているという状況ではないのです。これから見ると利用率が50%ぐらいですと、半分あいているではないかという印象を受けますけれども、実際はそうではないのです。だから、なかなかこの数字からは見にくいところがあるということです

○副委員長 見えない部分もあるということですね。大変いい情報をいただきました。

○委員 その中で、例えば喜平図書館なんかも集会室を結構使われていますね。それはまた部門が違うから、こういうところには入っていない。

○事務局 集会室は、地域センターとは別の施設区分となります。今回の資料としてはお出ししません。

○委員長 利用率とお金との関係でどう見るかというのは、なかなか難しいところですね。

○副委員長 ええ、難しいですよね。地域センターがもう利用者であふれて、いっぱいまだ足りないよという感覚は、実際のところどうでしょうか。市民の方にあるのでしょうか。もっとこのような場があるとうれしいという、それは要望し始めればいっぱいあるのでしょうかけれども、つまり公民館、今私が想起していますのは、公民館とある程度運用を一元化して地域にとっての大変な集まる場所という、集い場所という位置づけで運営というのをやるという方針を、つくっていくことができるのかどうなのかというところを、イメージしてお話を聞いているのですけれども、もし地域センターだけでなかなかコミュニティのニーズを満たし切れないということであれば、せっかく公民館もあるわけですし、そこを柔軟に運用面で見直しをかけていくということもあり得るかなと思って、地域センターの方でその需要を満たせているかどうかと、そんなご質問なのですけれども。

○委員長 行政の縦割り行政そのものをどうやっていくかというすごい部分に突き当たる話になるので。

○副委員長 ただ、足りているということであれば、何も無理に一元化ということも考えなくてもいいと思うのですけれども、そのあたりの感触をお聞きしようと思いました。

○委員 先進市の事例といいますか、かなり事前にお出しいただいた資料を見ますと合築もそうですし、コミュニティ行政と社会教育行政と一緒にやっているところも結構おありですよね。ですから、そういうことを考えたときに、小平市としてはどういうふうに考えていくのかということもやっぱり必要なかもしれませんね。ただ、今ここでお返事はどうするかという話だと思いますけれども。

○副委員長　ええ、ちょっと難しいところだと思いますので。

○委員長　事務局として、そういうのをご議論なさったことはありますか。

○事務局　地域センターについてはあともう一館、小川町一丁目に建てる予定がありまして、合計すると19館は建てる計画はあるのですけれども、その中では必要があるとして19館目を建てるということです。小学校区に地域センターがあることになります。

○事務局　補足いたします。

今お話しのように、あと1館つくって19館目までは計画に入っています。ただ、この表でいきますと下から2つ目、花小金井南地域センターと小川町二丁目地域センター、花小金井南は東部地区にあります。それで小川町二丁目というのは、中央ですね。それで、小川町一丁目に計画しているところは西部になりますが、この3館は地域センターというよりも児童館という、これは長年の市民の皆さんからの強い要望で、児童館をぜひ建設してほしいというご希望をいただいて、その当時の方針で、市では常に中央と東と西みたいなところでバランスをとりましょうというのが今までの計画でございましたので、念願の西部地区に3館目をつくってということをございます。

ですから、ここについては利用率がなかなか伸び切れないのは、今までの地域センターとしましては小・中学生のいわゆる元気な子の遊び場的な部分と、大人の活動の場面ということでございましたけれども、今、小さなお子さんを連れたお母さん方が児童館に来て、併設ですので2階部分が児童館で1階が地域センターなのですが、どうしても地域センターの登録者数は伸びなくて、児童館を利用しているお母さん方が、地域センターのロビーでお茶をしてというか、そういう利用のされ方になってきている。ですから後半の3館につきましてはそのコンセプトが当初とは少し変わってきています。

ですから、小さなお子さんから中学生ぐらいまでを取り込んだ児童館という役割が大きくなってきて、そちらは年々伸びてきていますので、やはり我々としてはつくりたいという思いで今、計画を進めているところです。

○委員長　児童館というと子育ち支援の施設になるわけで、その辺は期待をしたいと思いますけれども。

○副委員長　何かイメージとしては、子育て関係のニーズはすごく伸びていてという感じなのですけれども、団塊の世代の方を含む成人の方の社会教育とか社会活動のニーズが何かどうも想定しているほども余り伸びていないという、そんな印象ですかね。ちょっと乱暴な整理かもしれないけれども、印象としてはそういうふうな感じが。

○委員　実際に昭和30年代の資料をいろいろチェックしましたら、その当時は明治生まれの老人会、メイジュ会とか、それからそれに対して青年会、それから農業を中心とした会と、そういったものの団体が結構活動しているのですね。今は公民館を見ても地域センターを見ても、農業の団体とか青年会とか、ほとんどないですね。ですから社会的な流れがかなり、この小平市自身が住宅都市として発展していますから、そういう面ではサラリーマンのベッドタウンになっているというようなことで。

○副委員長 地縁的な活動というのが大分減ってきてる感じですかね。

○委員 ええ、そうですね。それから商業者、まちの人たちの、いわゆる商店街の人たちの利用も比較的少ないですね。ですから一つの社会現象というのですか。

○副委員長 地域に帰ってきてほしいと。

○委員 そうですね。ただ、社会的な循環という意味からするといい傾向なのは、最近例えば子育てをしたお母さん、例えばある公民館の講座を受けるとしますね。そうすると小さいお子さんを持っているお母さんが保育をかけて預かってもらって自分たちは講座に出ると、そのお母さんが数年たった後、子どもの手がかからなくなった後、そのお母さんが保育の係としてボランティアしている。これが私の知っている公民館とか地域センターでぼつぼつ芽生えていますので、それはとてもいい傾向じゃないかなと。少しずつ次の世代へバトンタッチしていくというような感じですね。

○委員長 時間の関係がありますので、進行してよろしいでしょうか。

○副委員長 はい、すみません、ありがとうございました。

○委員長 それでは、次第2は終了させていただきます。

続いて次第の3、検討課題を議題といたします。

事務局のほうから資料の説明をお願いします。

○事務局 それでは、次第3、検討課題に移りますが、資料につきましては資料4、「受益者負担適正化検討委員会の課題」でございます。ご説明いたします。

この資料は、これまでの委員からいただいたご意見を、課題としてまとめたものでございます。まず1の料金についてですが、現行の使用料金につきましては、第1回の検討委員会におきまして府内検討結果の報告書でお示ししたとおり、府内においてはおおむね妥当とする結果となりました。この結果につきまして、本委員会での委員のご意見をいただくことを考えています。

次に、2の減額・免除についてですが、この課題につきましては、大きく3つにまとめてみました。1つは集会施設、地域センター等、これは「元気村おがわ東」という施設も含みます。あと福祉会館、公民館について、公共性の高い団体、障がい者団体、官公署の利用につきましては使用料を100%免除として、趣味・娯楽を目的とする団体につきましては50%免除にするという点です。

このうち公共性の高い団体につきましては米印で下段に説明を加えていますが、具体的に言いますと、集会施設、地域センター等では自治会、PTA、子ども会、地域活動・福祉活動を行う団体としております。その下に参考までに条例上の設置目的を記載しています。

それと福祉会館におきましては、社会福祉活動を行う団体、老人クラブとしています。

さらに公民館につきましては、社会教育関係団体、自治会、PTA、子ども会としています。

この課題の下にさらに小さな2つの課題を掲げました。1つが公民館において使用料を免除する社会教育団体の範疇をどうするか。もう1つが、福祉会館において高齢者団体が趣味・娯楽で利用する場合は、100%免除とするかという点です。

それから、大きな2つ目の点ですが、市から援助を受けている団体につきまして使用料を免除

するかという点です。市から補助金を受けている団体につきましては、さらに使用料を免除する二重での支援という形になるという点です。

次に3点目でございますが、体育館・体育施設の減額・免除は現行のとおりで良いかという点です。これらの施設につきましては、これまで委員会においても委員さんから減額・免除の率の低さについてご評価いただいているところです。この3点が減額・免除についての課題ということをまとめてみました。

最後に3、施設運営についてですが、これまでに複数の委員さんから地域センター、公民館については、財政や市民サービスの観点からコミュニティ行政と社会教育行政を一体化して、縦割り行政の弊害をなくすような運営形態の検討を図ることが望まれるというような課題をいただいております。この課題は大変大きな視点での課題となりますが、今後の見直しの際の重要な課題とさせていただきました。

資料4の説明につきましては、以上です。

○委員長 事務局の説明は以上でございますが、具体的に一つ一つこれを進めていきたいと思いますが、まず全体的なご質問という観点でございますか。

○委員 例えば1番の料金についてということですと、それはそれで検討が可能なことだと思うのです。つまり現状はどうであるかということについて。ただ、これが例えば適正かということでやって、これからどうするかという視点を考えた場合に、例えばその前例というか、他市の事例として出していただいている狹江市の事例があつて、こちらの場合は使用料の考え方自体を変えてしまっているわけですね。前回、委員の方からご提案のあったような方式ですか、あるいはその前に市の方でこういう形で例えばこういう団体については50%、100%であるというような形で府内の検討の結果もあると。

そのことと、それから例えば狹江市のような形でのいわゆる必要経費というのですか、光熱水費、人件費ですかそうしたことをほぼ原則どおりにしていただいて、一部例えば事業者等が使われる場合はもう少し高い設定となっていたようですけれども、そうした形でその使用料自体を全く違った形でとらえなおすということも出てくることがありますので、そこまで考えると1番だけで独立して議論ができるのかどうなのかなということを思いました。

○委員長 恐らくここの流れとすれば、使用料そのものについての議論というのは今まで余りなかったということですね。ですから、使用料そのものについては、額については適正な額だろうということを推定されているわけですね。その使用料を取るか取らないかの段階のときに減免措置が必要かどうかというのを考えていきましょうという、そういう意味合いだと思うのですけれども、そういうことで1番を提案されているわけですね。

○事務局 はい。私どものこれまでの検証は、原価計算の算定、適正に使用料が設定されているかという点についての検証を行いました。今までではそういう考え方で使用料を設定したのですけれども、今、委員がおっしゃったように、そもそもそういう考えでもいいかどうかという点も含めましてご検討いただきたいと思います。ただ、狭い意味では今回の原価計算に基づく使用料が、妥当かどうかという点について、ご意見をいただければと思っております。

○委員長 例えば部屋の使用料で1,600円とか2,000円とか2,300円がありますね。これは原価計算をもとにして算出した数字であるということで提示されていますね。そのものについては私どもとしてはどう考えていくのかということですね。その辺について今まで全く議論、そういうのはしていないのです。

○委員 そうですね。最初の検討のときにご質問しただけで。

○副委員長 原価計算以外の方法って、あるのですか。こういうのを出すときに、皆さんは試算でどんな根拠で、要は根拠ですよね。幾ら必要だという。

○事務局 そもそも原価計算になると思うのですけれども、その原価計算が、私どもの方では細かく言いますと人件費を乗せたり、あるいは減価償却費を乗せたりということをしているのですけれども、先ほどお話が出ました狛江市の例で見ますと、あくまでも光熱水費だけとか、その部屋にその時間にかかったコストだけをご負担いただくという考え方もございます。

○副委員長 実費だけいただくという。

○委員長 原価そのものの考え方方が違っているのですね。

○副委員長 なるほど。これはしかし、どっちが妥当とか何とかというのは答えられない。

○委員長 小平市における原価計算のあり方というのは、もう提示されているわけです。それがいいかどうかということについて、やはり私どもとしての考え方も示しておく必要があるのかなと思います。それがよければ料金についておおむね妥当だという結論は出るのだろうというふうに思います。

○委員 私は原価計算に大賛成なのです。理由は、将来私は公民館というものは民生館になるのではないかというふうに予測しているのです。公民館じゃなくて民生館ということは、今のコスト計算の中の九十数%は、要は館長を含めた人件費ですよね。ですから、この人件費がアメリカなんかのケースを見てみると、結局中心になる人は1人いますけれども、ほとんどの人がボランティアでこういった公の機関は支えているわけですね。ですから、私はこれらの将来は、近未来的の姿は、私はもっとボランティアの人たちが無償で公民館なり地域センターを支えると、こういう姿を僕自身は描いているものですから、そのときに原価計算法だとこの料金体系自身が劇的に変わるものではないかということですから、原価計算、私は大賛成です。個人的な意見で恐縮ですが。

○委員長 そうではないという方は、いらっしゃいませんか。

○委員 2回目のときでしたか、使用料原価調査表というのをちょうどいいたしましたよね。これを見ますと再任用職員とまた嘱託職員、臨時職員、これによって人件費が全く違いますよね。各公民館では再任用職員はいらっしゃるようですが、地域センターなどはいらっしゃらないのではないかでしょうか。各地域センターを見ていますとね。そうすると、これをみんな一律で計算するとやっぱり不公平さが出ますし、建物の新しい、古いもございましょうし、あるいはまた、人員によっても違ってくるわけですが、時間単位の人件費ですね。

昨年度の平成20年の小平市の各地域センターの料金表というのは、こういうふうに立派なものがまとめたのがございますよね。地域センターですと、一例として午前中は第1娯楽室が

1,000円、日中は1,200円、夜も1,200円という料金を定めていますね。全然合わないような気がするのですが、この辺はどうなのでしょうか。この原価計算で出してあるのと、実際に料金を定めています料金は大分大きく隔たりがあるような、詳しく計算したわけではないのですよ。また、計算が例えば美園なら美園をとって計算するといつてもなかなか難しいと思うので、どういうふうな根拠に基づいて出していらっしゃるのかなということなのです。

○委員長 事務局、お願ひします。

○事務局 第1回目の検討委員会におきまして、庁内の検討委員会の報告書でお示ししたのすけれども、各地域センターを初め各施設の使用料は、原価計算で原価を出した金額に受益者負担率を掛けた金額でございます。地域センター、公民館等につきましては、それぞれ2分の1を行政と使用される方で折半しました。ですから、先に原価を2分の1にするということになりますので、最初の原価とは差は出てくるということでございます。

例えば、地域センターの第1集会室で言いますと原価は470円という金額が出ておりまして、受益者負担率が50%ということになりますと1時間当たりが235円というふうになりました、それを3時間の利用の貸し出しといいますと705円という金額が出るのですが、現行の使用料は800円ですので、おおむね近い金額にはなっているということです。

○委員 市としては、受益者からいただく金額というのは、原価の2分の1とみなして、設定されたわけですね。

○事務局 はい、そうです。

○委員 そうですか。ここに従事される職員の方の給与によって全然違ってまいりますよね。正規職員、再任職員を使うのか、あるいは嘱託職員、パートもありますでしょう。これによって全然違うので、館別に料金を変えていいのかどうなのか、それも検討課題の一つかなという気もします。

○委員長 計算式は全く共通であるということと、単価計算についても、以前お出しいただいたのは再任用であれば2,414円とか、嘱託なら幾らという基準は、全館共通ですね。

○事務局 はい、そうです。

○委員長 ですから今、委員がおっしゃったように、館によって個々に見ていくとそれで職員の人事費が違ってくるので、そこまで細かく見ていくのか。職員は、異動もありますね。そこで一々変えていくのかという、これはまた不合理な話になってしまいますので、一定の共通項を持っていくしかないのだろうと思います。その辺のご理解はいかがですか。

○委員 前にいただいたこの資料はすべてが同じ料金で設定されていますので、これは参考までということでおろしいですね。第1集会室、あるいは第2集会室、大沼グラウンドとかは皆一緒なのですよね。

○副委員長 今、料金とおっしゃっているのはどちらの、この最後の結論のところではなくて。

○委員 いえ、各館ごとにあるいはまた、その部屋の形、会議室、ホールとか、すべて同じ算出方法でやっていらっしゃるような気がするのですが。

○委員長 そうです。計算基礎は全くだから同じということですね。

○委員 同じですよね。これはやはり変える必要がある。

○委員長 算出の仕方が同じだということですね。当然、単価も同じですから。

○委員 今まで検討なさって、一応結論としてこういう料金を設定したのでしょうか、これからはこの料金は頂戴するかどうか、100%いただくのか、50%いただくのか、30%いただくのかという議論になってくるのはないでしょうか。

○委員長 そうすると、その料金といいますと、今設定されている料金の使用料金の単価そのものについてはそれでいい、単価が妥当であるという考え方でよろしいのですね。

○委員 いや、私は妥当かどうかということはまだはっきりは。

○委員長 計算式そのものはそれでいいでしょうということですね。

○委員 ええ、そうです。

○委員長 一応その金額設定をよしとした段階で初めて今度は取るか取らないかの論議になってくるので、前段としてのお話で了解をしていただく。それはよろしいですね。

○委員 はい、結構です。先ほどご説明いただいた事務局の説明で結構でございます。

○副委員長 確かに実費だけというと、何かちょっと足りない気がいたしますね。

○委員 そうですね。実費だけじゃ本当に小さいものですね。

○副委員長 こういう議論を市民と一緒に共有していくためには、そもそも施設の維持管理も含めて非常にお金がかかっていて、それがゆえに受益者負担というところをもう一度見直すのだという趣旨に照らしても、やはりしっかりとした原価計算をしていただくほうがよいように思いますので、この方式は私も賛同いたしました。

○委員長 他の委員さんもよろしいですか。

○委員 はい、結構です。

○委員長 そうしますと今、検討課題として1ということで、料金についてということですが、妥当かどうかという判断というのは別にあるというお話ですけれども、使用料金についての計算方式ですか、あるいは使用料金の考え方についてはおおむね妥当であるということは言えるのですね。

○委員 はい。

○委員長 それについてはここで確認をしておきたいと思いますので、よろしいですね。

○委員 はい。

○委員長 そうしますと、その料金について今度は減額・免除するかどうかということについての論議になろうかと思います。今、集会施設ですか地域センターですかいろいろ項目が挙げられておりますけれども、それぞれについて料金設定が当然異なってきているわけですが、それについて50%あるいは100%免除という形になっています。これをそれぞれの目的に従ってどう考えていくかということを議論していかないといけないのかなと思います。この提案されている順番でいっていよいよ気がするのですけれども、いかがですか。まず集会施設、地域センター、福祉会館、公民館ですが。

○委員 これは、例えば（1）で集会施設についてと、これから決めていったとしますよね。そ

の中で、それぞれみんな委員の意見が違う場合というのが出でますよね。100%免除でいくのだと、いや、50%がいいのだと、30%がいいとか、それが1つにまとまれば、それはこういう意見として全員まとまりましたということになりますけれども、まとまらない場合というものもあるかもしれないですね。そういう場合は、どんな感じの可能性が出でているのでしょうか。

○委員長 今考でているのは、今お出しitたら共通項についてとりあえずまとめていただく。要するに妥結といいますか、決まった段階で。あと意見のどうしても一致しないものについては両論併記をしていくとか、こういう考え方も挙がったとか、あるいはそれは課題として残ったとかいう表現をせざるを得ないのかなと思っています。無理やり賛成多数とかという話ではないような気がするので、いかがですか、そういう考え方で。

○委員 結構です。

○委員長 よろしいですか。

○委員 大方賛成とか、そういう記述も表記もなし。大方というと何人ということになるので、意見が違う場合は、こういう意見が委員、例えば1人からそういう意見があったというようなことであれば、それで明記していただきたいなという要望なのですが。

○委員長 そうですね。例えば5対1とかというふうに分かれたとすれば、それはそのような形で表記をすればいいのかなと思いますね。

○委員 そうですね、はい。ありがとうございます。

○事務局 事務局といたしましては、委員会としてある程度具体的な意見をまとめていただくようお願いしたいのですが。ただ、当然反対のご意見はありますけれども、それについては併記するとしても、委員会として大勢はこういう意見であるという方向性、まとめはお願ひいたします。

○委員長 そうですね。例えばお1人の方だけがどうしても納得できないというのがあれば、大方はそれについてはこういう方向ですよという。ただ、こういう意見もあったという、少数意見もあったということは付記するということは必要かなと思うのですね。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 そうしますと、ここで一番大きなもの、今話題になっているのは、まず地域センターと公民館ですかね。それを一つ一つ見ていくというやり方をせざるを得ないですかね。公民館においては、使用料を免除する社会教育団体の範疇をどうするかという特に大きな問題があるわけですから、どういう順番でやりましょうかね。この順番でよろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 そうしましたら集会施設、地域センター等ということで一固まりになっていますので、まず地域センターを中心にして少しお考えになっていたければと思います。先ほど事務局のほうからも説明がありましたが、皆さん方のご意見の中からも大体集約できる部分とすると、今までのご意見があったのは100%免除する団体別に分かれているものとか、50%免除するとか、免除はないとかのいろいろなご意見をいただきました。それをもう一回ここで振り返って見てみますか、それとも新たに意見をいただきますか。今まででは自治会とかPTAの団体ですか、あ

るいは地域の活動団体とか、障がい者団体については100%減免してください、あるいは民間企業あるいは営利団体であれば100%取りましょうと、こういうご意見だったかと思うのですけれども。

○委員 どの段階でお話していいのかわからなくて話していないことが1個だけあって、それを言いながらこの件をお話ししたいと思うのですけれども、今回利用率についてこれでよろしいですかというときにお話すべきだったのかもしれません、狛江市の利用率の変化というのが気になっていて、前回、委員が「こういう形でお金を取りやすくなったら減ってしまったのね」ということをおっしゃっていて、僕もやっぱり減ってしまったのだなと思って見ていました。そうしたら、この委員会が終わった後に、こういう形で使用料を取るところという形で徴収することができるのですねというご感想が出てきて、そういうことも考えられるのかなと思いました。

その利用率を出していただいたのは、現状はどういうことであるかという現状の把握と、それから、例えば使用料を取ったことによって使用しなくなってしまった狛江の方々のことを想像すると、簡単に言うと、お金がかかるのだったらいいわということなのかなと。例えば、「それでは、それは家でやりましょうよ」というような形になったのかもしれない。

そのときに、そういう施設が必要なのかという議論にもなってくると思うのですよね。つまり、その程度の必要性しかないものであれば。というのは、ここで取っている使用料というものが私にとっては非常に額としては小さいものに思えるですから、例えば中央公民館の講座室で1時間当たりたしか200円とか、それぐらいの数字であったかと思うのですね。200円だったか300円だったかで、それぐらいの負担なのに、もう使わない。それでは、それを市で用意すべきかどうかということかと私は考えましたので、それは市として税金を投入してするほどのことなのかなと。

あるいは、それが本当にすごく負担になっているような方々なのであれば、それは違った形での減免なり、あるいは違った形での補助があってしかるべきと思ったもので、そういうところから現状の利用率であるとか、あるいはこのお金を取ることによって、あるいはお金を取るといつてもやはり額面によってそれは変わってくると思いますので、ということからすれば、そのことをどう考えるのかなというのはすごく大きな議論かなと。

ただ、今、この最初の検討課題の1のとき料金についてどうですかというお話があつて、これは維持管理費も含めるのはいいのではないかという、それは考え方を示しているというお話があつて、それは本当にそのとおりだと思いました。

それから、これからここに入りますけれども、前回この資料3の意見要旨の中で私のコメントの部分は、2ページ目の最後の丸のところで、「減免規定は、その政策目的にかなった形で決まっているので、減免率を変えていくことが課題となる」とまとめさせていただいて、こういう表現でいいのかどうなのか少し悩みながらそのままになっているのですけれども、これは委員のご発言だったと思うのですが、この意見要旨の最初のところで具体的には、100%免除する対象として云々ということが出てきていると。この方たちを100%免除対象とした場合に全く同じことが起こるではないかということを、私は前回指摘したつもりであったのです。つまり現状の

減免規定も、それぞれ理にかなった形での規定があつて、それに基づいてこのような高い免除率があるので、それはどうなつかということを申し上げたくて、このように申したのです。ですのと、ちょっとそのことをもう一度確認のために申し上げました。

○委員 今お話しのところですが、私の頭の中にある範疇で分類をすると、大部分が趣味・娯楽のところで私が100%免除といつて、要は社会的弱者とかそういういった者は本当に限られていますから、パーセンテージからいければ恐らく3分の2以上は、4分の3から5分の4ぐらいまでは趣味・娯楽のそのところへ入るのではないかと私は想像して、この間の意見を申し上げたのですけれども。

それが1つと、第2点は、最初の段階でおっしゃった柏江市の例もそうなのですが、少なくなつたから、必ずしもお金を払うことができなくなつたから、やむなく残念ながらやめてしまったというケースはあるかもしれません、私は小平の場合に現時点での広範囲なその使い方を見た場合に、かなり不適正な使い方を私自身はかなり認識、いろんなところを見てきて知っているわけで、知っている関係で逆に不適正に使っている人たち、私塾的に使っている人たちも見当たりますし、そういう人たちには逆に、こんなにお金を払うのだったらやめようという人たちも、利用料を適正に設定することによってグッド・バイする可能性もありますので、そういう面もあるということをお話ししておきます。すべてがやめたからいい人が排除されたということではないと思います。

○委員 ただ、例えば現状でこういう減免率というか免除率があるということは、恐らくは前回、委員がおっしゃった分類でいくと100%免除対象というところにその方たちは手を挙げて、同じように実態としては趣味だけれども、名目的には私たちのやっている活動にはこういう目的もあるから、だから認めるべきだという話になって100%免除対象となつてきはしないかなという危惧を持っています。

○委員 よろしいですか。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 私が申し上げたいのは、社会的な弱者で福祉、障がい者、介護、育児、それから環境、防犯、人権、教育、そういうサーカルはかなり限られています。本当に各公民館で数えるぐらいしかないと思います。それから、逆に2番目の娯楽関係は美術、音楽、舞踏、書画、書道、写真、囲碁・将棋、お茶、生け花、盆栽、料理、パソコンサークル、これはさつき申し上げたようにかなりの大きなポーションを占めていますので、そこを私は対象に実は意見を申し上げたのです。

○委員 ご趣旨はすごくわかるのですけれども、何かその活動自体をやはり多目的に規定すると思うのです。この場合は600円いただきます、この場合は300円、この場合は0円ですよとなつた場合は、0円を目指しますよね。

○委員 でも、目指そうにも例えば囲碁・将棋をやっていながら、私は介護ですとか、私は教育ですというわけにいかないでしょう。それは、ちゃんと名前を見たらわかるではないですか。

○委員 介護は難しくても、例えばこれはコミュニティ力の醸成ですとか、つまり地域の人たち

の地域力のためのとか、高齢者の生きがい造りとか。

○委員 高齢者の問題は後から別分類で出てきますけれども、でも、どうでしょうね。良識ある市民ですからね。どう転んでも1グループに、免除対象になるために、うその方便を並べて公民館に申請されるという市民の方がいらっしゃるでしょうかね。私は性善説をとります。

○委員 ただ、それは何か委員長も以前ご指摘があったのですが、その運用面での問題というのも出てくるということがありましたけれども、ただ、そのところはやっぱり想像を働かせながら規定していかないと、また元の木阿弥ということになってしまってはどうかと思います。

○委員 狛江の資料をいただいて、私は何か少なくなったのですねというような発言をしたのですね。その後、狛江で公民館活動を一生懸命やっている方とか利用している方にちょっと話を聞く機会があって、これは600円だということで市から説明がありましたけれども、最低は200円から始まっているじゃないですか。8万人の市民の方皆さんに聞いたわけではないですからわかりませんけれども、やっぱり200円、400円のところというのは小さな部屋だと、それだけ小さい団体なのですね。そういうところは非常に負担が大きくてやっぱりやめていくところが多いのだけれども、それは狛江市としては調べていないそうなのです。

実際にそういう場合もあると思うのです。お金が取られるのだったらやめてしまおうというケースももちろんあるのですけれども、その100円、200円が払えないためにそのサークルの場に行けない市民が出てきてしまって、そのサークルの中でも「あら、100円、200円だったらいじやない」という人と、「100円、200円も払えない」ということが言えなくて次第に行かなくなってしまうという市民の方もいらっしゃったということで、非常にサークル内でコミュニケーションというか、本当に仲間づくりで始まったものがぎくしゃくしたような関係になって、自然に行かなくなっちゃった人が出てきているというのは事実、数としてありますといふこともお聞きしたりとかして、いろいろお金を取るというのは難しいのだなと思ったところなのです。

これはもともと、かま代を取るというところから始まっていて、そこから利用料を取る、利用した分の実費を取りましょうというところに移行していったという経緯を聞いているのですけれども、やっぱり少ない、負担率が高いところについては余りデータがないというところからも、少しこの数字だけではまだ読み取れない部分があるのではないかなど思います。

PTAの方たちは、これになってしまったために請願を起こして、そういう人たちは特別な団体だからいいでしょうという形になったということで、本当に市民が自発的に行って活動というものについて、すごくそがれてしまった気持ちが残った部分も一部あると思うのですよ。これは全員に聞いたわけではないですから、そういう部分も少しあるということを頭に入れながら、やはり減免というのを考えていかなければいけないと感じました。それは実際に狛江市の人間に聞いた話で、私が一部の人から聞いた話ですけれども、そんな意見がありました。

○事務局 補足でございますけれども、この狛江市の資料の件ですが、実は利用件数は減っているのですけれども、逆に利用者は増えているとお聞きしています。おそらく1件当たりの利用人数が増えたということにして、金額が高くなつたために皆さんで負担してもらおうということで、

効率的に利用するようになったと思われます。

○委員長 個人負担がなくなるということ、その考え方は要するに、減免というのは税金を投入して使用してもらうということですよね。それは何なのかということをやはり考えないといけないのだと思うのですね。減免そのものを考えていくより、なぜ税金を投入するのかというところをやはり考えないと、なかなか見つからないのかなと。それでは、どういう団体だったら税金を投入していいのだ、どういう使用の仕方だったらいいのだということですね。その辺はいかがですか。

この前ご提案のあった障がい者の団体ですとか、そういう団体というのか、そういうところを考えていくと何となく一定の団体というのは見えてきますね。しかし利用の仕方によっては幾らでも方便でゼロに近いほうに持っていくことがあるかもしれません。そのときにどう切っていくのかを考えないといけないのかなと思いますけれどもね。

団体で押さえていくのか、使用目的で押さえていくのか。使用目的というのは、使用目的に沿わない団体は全部切られますね、だから全部、使用目的に沿っているわけですね。なおかつ、その使用目的に沿った団体の中でどういう団体を税金で補助していくましょうということになるのですか。何か回りくどい言い方をして申しわけないですけれども。

○委員 質問です。ここでは団体という言葉を使っておりますから、これはもちろんサークルは除外するという意味ですね。

○委員長 サークルと団体と違うのですか。

○事務局 それは公民館のことをおっしゃっていると思うのですが。

○委員 ええ、そうですね。公民館、地域センター。

○事務局 その辺がこの資料の中ではあいまいになっております。ですから、その辺も含めてご議論いただければということで、次の2つ目の課題の（1）の黒い丸のところですが、そこに公民館において使用料を免除する社会教育団体の範疇をどうするかという課題を挙げさせていただきました。一般的な社会教育団体の範疇というのではなく使用料を免除するに当たっての団体をどのように定義をするかということをご議論いただければと思います。

○委員長 それは、この社会教育関係団体はサークルを含むと、団体及びサークルと。

○事務局 含むか含まないかのご意見をいただければと思います。

○委員長 それによってかなり話の内容が違ってきます。私たちは団体だと思って、数多くのサークルを対象に考えていましたから。

○委員 その団体ですけれども、使用する人たちの利益のみを目的として趣味の範疇でやっているものについては、いきなり今まで免除だったものを100%もらうというのも難しいのかもしれませんけれども、50%の一定の負担をいただく形で、そういう公共性ではない団体が数多くあるとすれば、そういう形をとるのはどうかと考えました。

○委員 委員から前回4分野に分けてその料金設定という提案がございました。私は基本的に賛成でございます。いろいろと疑問点もございましょうけれども、一応前にも話に出ましたけれども、団体からの申し込み、これは現場の責任者の方がいらっしゃる。その方が判断なさってオ

ケーを出されるということを言っていらっしゃいましたね。例えば地域センターですとサークルなり団体の申込書があって、それを審査なさるのは現場の方が審査なさるとおっしゃいませんでしたか。

○事務局 はい、そうです。地域センターしか承知していませんけれども。

○委員 ええ、地域センターで結構です。

○事務局 地域センターについて言えば、団体登録というのを事前にしてもらいます。年度単位です。書面でいただいている。ですから1番はその設立趣旨といいましょうか、目的がわかるものと言っていますが、これはなぜそういうふうに言っているかというと、高齢者の中の小さなサークルも含めていきなり規約をというお願いをしましたところ非常にわかりづらいというのと、そういうものはつくっていませんという団体が大変多くございましたので、私どもとしてはどういうことを目的にしている会ですかということを、どんなものでもいいですからつくってください。それと、市民であることの名簿をつけてください。それと、先ほど議論に出ましたけれども、私塾でないかどうかという意味でどういう会計をしているのかを簡単で結構ですからつくってくださいということを年度ごとにいただいている。それについては、我々の担当のほうにすべて集めまして判断をしているところです。

その判断で免除団体であるということが、ほとんどが今、免除団体ですけれども、逆に言えば有料団体であるということをはっきりさせまして、現場のほうでは即時で受けていくということになります。現場で毎回書いていただくわけでなくて、現場では登録番号とか団体の名前を書いていただきて何月何日の午前、午後、夜間使うという利用申込書のみですので、その場では一覧でつくってありますので、それと照らし合わせて判断は即時で行います。

○委員 はい、わかりました。

私の提案したいのは、今度、受益者負担でお金を頂戴するということになりますと、その判断を現場の方に任せるということは非常に重荷だろうと思うのですね。また、難しいと思うのです。事前にやっぱり集めて、本部なら本部ですべてを決裁なさって、こうこうこういうわけで今度はあなた方の団体はひとつ有料にさせていただきますという感じで、やっぱり1枚つけて返却をすると、お願いをするというような方法にシステムを変えられたほうがいいのではないかなど。現場の方の判断ですべてを今までどおりやれというのは、重荷ではないかなというような気がするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○事務局 厳密に言えば嘱託職員も市の職員ですので、お金のやりとりはできるわけすけれども、判断までとなるとなかなか難しい部分はあります。ただ、小額の金額を保留にして、一度こちらに上げて、判断をして後日決定する、納入通知書をお送りしてそれでお納めくださいというよりも、今、市は電子マネーみたいなものも含めて検討しておりますので、千円前後の金額であればなるべく簡便な方法でお納めいただける方法を検討していくほうがよろしいかなと我々は思っております。ただ、先ほど言いましたように、判断がつきにくい部分は、当然こちらに問い合わせをいただくわけです。電話のやりとりの中で、ここをこのようにしなさいという指示を出しているわけです。

○委員 わかります。わかりますが、どうもその辺がかなり私は抵抗を感じるのですがね。今まで無料だったものが今度は有料になる。そうすると現場は大勢いらっしゃるわけじゃない、大体1人か2人で判断なさるわけでしょうから、やはり相当の利用者からの抵抗があると思うのですよ。それをどう返答する。個々の判断ですべて、信用なさっていらっしゃることは結構なのですがけれども、その辺はやっぱりこちらに一回本部に吸い上げられて、それで書面でまたお返しすると。納入方法についてはいろいろと方法はあると思いますから、その納入方法はとやかく言いません。言いませんけれども、あなたは今度幾らにする、要するに減免ゼロにするとか100%にするという、そういう判断はこちらでなさったほうが良いのではないかというような気がするのですけれども、どんなものでしょうか。

○委員長 判断の話になりますと、減免が前提となっていますよね。100%取ると。

○委員 減免、そうです。

○委員長 その段階のときに議論していただいたほうがいいのかなというふうに思います。まずは今どういう判断ができるかどうかというよりも、どういう団体を減免の対象にするのかというところをまずやっていかないと、何か行ったり来たりしてしまうような気がするのですけれども、いかがですか。

○委員 先ほど冒頭に申し上げました委員のご意見に私は賛成と。

○委員長 あの4分野の分け方ということでしたね。

○委員 ええ、4分野の分け方。そういうことでご提案を申し上げておるわけです。

○委員長 一旦その段階での話を進めていきたいと思いますけれども、いかがですか。よろしいですか。

○委員 わかりました。では、また後ほど。

○委員長 そうしますと、委員から先ほどの4分野の分け方というのをもう一度ご説明をお願いできますか。

○委員 第1は社会的弱者、すなわち福祉、障がい者、介護、それから育児、環境、防犯、人権、教育、この分野では私は100%免除すべきだと。

それから、2番目に50%負担をする分野、これは娯楽という言葉がいいかどうか、まあ娯楽関係ですね。これはちょっと私も資料ですっと今朝拾い出してみたのですが、美術、音楽、舞踏、書道、写真、囲碁・将棋、お茶、生け花、盆栽、料理、パソコンなど、要は分類1の100%免除項目以外の分野ですか、この分野が大部分を占めると私自身は実は考えました。

それで、ここで問題ですが、この間ある委員から指摘されました公民館講座から結成されたサークルの扱いをどうするかですが、これは分類2に入れていいのかどうかですね。

それから、これは皆さんのご意見を私は逆に承りたいと思ったのですが、健康管理ですね。健康ということも一つの大きなキーワードなのですが、健康体操だとかヨガ、太極拳、気功、これが各公民館、地域センターでは非常に大きな数があります。ですから、この健康関係の今言った健康体操、ヨガ、太極拳、気功、こういった分類も2でいいのかどうか。

それからもう一つは、この間申し上げませんでしたが、NPOの関係の団体が時々使われるこ

とがあると思うのですが、このNPOはいろんな目的で活動していますから、これをどう扱うべきか、これも皆さんのご意見を承りたいなど。それが1番と2番ですか。それから、3番目はこの間つまらないことを申し上げたのですが、要は農協だとかそういったしっかりした団体ですか。

○委員長 生協とか。

○委員 はい。これは議事録に載っていますが、生協とか農協とか、そういったものは減免なしの100%に負担すべきだと。それから、4番目は補助金を受けた団体で、これは今日のレジュメでは2番に入っていますので、これは今申し上げませんが、そういう分類を私自身は考えてみたのですが、矛盾点も多々あると思いますので。

○委員長 ありがとうございます。

最初の分け方ですと構成主体を主に、例えば教育の関係とか人権の関係とか、その中身、内容よりも、主体的なもの、主体そのものについての分け方ですよね。

○委員 そうですね。

○委員長 あとパソコンですか生け花ですかというの、内容ですよね。

○委員 はい。

○委員長 そこで教育関係の方が、では、生け花をやろうと言ったらどうなのか。

○委員 それは目的自身が生け花であれば、当然生け花のほうへ入るでしょうね。

○委員長 そうすると、その目的がどういう目的でその会合がなされるのかというのを、一々確かめなければいけないということになりますよね。団体で切るのか、内容で切るのか、そこはなかなか判断が難しくなってくる部分があるのですが、それはやむを得ないということでしょうか。

○委員 でも、どんな規定も当然適用除外もありますし、それから、審議をしなければいけない問題もあると思いますから、大まかにはやはりどういう分け方がいいかいろいろ考えてみたのですが、今一番問題になっているのが、やっぱり一番払ってもらいたいところがスカッと抜けていると。

○委員長 いわゆる趣味・娯楽の部類のところですね。

○委員 ええ。

○委員長 委員がおっしゃるのは、そこですね。

○委員 ええ、そこにメスを、メスといったら大変失礼ですが、手を突っ込まないと私はこの問題が解決しないのではないかという観点から、そういう項目で一応分類してみたのですけれども、これがいいかどうか、当然受け入れやすい言葉を選んでもちろん修正しなければいけないと思いますけれども。

○委員長 例えば障がい者の団体が、囲碁・将棋をやりましょうということでお集まりになると、いうときには、委員のお考えだと今は。

○委員 障がい者の方が、目的が囲碁であって障がい者が囲碁をやるという場合ですか。

○委員長 はい。

○委員 私は障がい者に焦点を当てるべきだと私は個人的には考えますけれどもね。

○委員長 使う方がどういう方であるかによって、そこは分けましょうということですね。

○委員 そうですね。ですから委員長が1つずつそんな特殊な例を、あるいはそういったことを皆さんのお知りで拾い出して何らかの形で分類をする。大まかに分類したのでは取るべきところから取れませんので、この方法がいいかどうかは議論の対象であると。

○委員長 やはりどこかで線引きしなくてはいけないわけですから。今のご意見は、今まですべて減免されていた、ほとんど免除されていた団体に50%いただこうという考え方ですね。いかがですか。

○委員 綱をかけるということで。

○委員長 そうですね。はい、どうぞ。

○委員 今の委員さんのところで、公民館の講座から出たサークルについてどうするかということでは、私は公民館ではそういう仲間づくりのきっかけとしていろんなきっかけを、生け花とか、いろんなものを与えながら、仲間づくりをしながら地域で返していってくださいということでサークルづくりを奨励しているので、そういうものについては100%免除する団体に私は入れていただきたいなという意見です。

先ほどのいろいろな地域センターの利用率、公民館利用率とか見たところで、地域によっては公民館がないところもあるわけですよね。公民館がない地域については地域センターで活動しなければいけないようなところもあったりとかしますし、公民館でとれない場合には地域センターにも登録をして活動したりということもあると思うので、私はそういう意見です。

娯楽というもののとらえ方がいろいろありますて、本当に委員がおっしゃったように、その人たちの利益だけを目的とするもの、私塾的なもの、そういうものは先程の分類でいくと3番目というか、100%財政がしっかりとしている、していないにかかわらず、自分たちの利益だけを追求するために集まったものであれば100%負担すべきものだと思います。

ただ、公民館の中に利用者懇談会とか利用者友の会というところに入って、実際に公民館の運営にかかわっているサークルもたくさんあるので、そういうところは本当に地域の活動に返しているというふうにも読み取れるし、また、慰問をしたりとか、小学校で今、放課後子ども教室とかそういうところに出張っていって一緒に囲碁・将棋をやる団体があったりとか、そういう目的も含みながら活動しているというところについては、やっぱり100%免除するべきだなというふうな意見を持っています。

ですから、娯楽活動というものの中身について少し検討していったほうがいいのかなと思います。表面は娯楽なので、その中身や目的というものが少し違うのではないかと。でも、そうすると先程委員がおっしゃったように、そういう目的をどんどん入れていってしまうから、それでは、皆また同じではないかというようなご指摘がありましたよね。そういうことですよね。そういうのがどんどん入っていって、流れ出てしまつてという。

だから、私は、そのサークルなり団体なりが、これからもっと地域に役立つていきたいとか、もっと他の活動をしていきたいということで活動の活性化にもつながると思うのですよね。そういう自発的な活動の中から、行政ができないようなところを拾い上げて地域の人たちのプラスになるもの、地域のためのプラスになるような活動にもしかしたらもっとつながっていくので

はないかという気がしますので、その心配は委員がおっしゃるようなのはあるのですけれども、そういう中で各活動が、私たちは何だろう、自分たちの目的ばっかりだったね。せっかくこうやって使わせてもらっているのだったら、もっと他の活動をしようと、どんどん皆さんができるプラスの面もちよつと考えてみてもいいのかなというふうに思いました。以上です。

○委員長 そうですね。先程、集会施設と地域センターということでご提案を申し上げたのですが、全館共通でこの団体であれば100%免除しても良いというのは、お話を聞いていまして、何となく共通部分が出てきたような気がします。そうすると、この部分については100%免除していいというのを、個別にお出しすることができるのではないですか。

○委員 そうですね。

○委員長 館によってということではなくて、全館共通のものが出来るような気がしますが、それをまず出していただいたらいいかですか。この団体で、この団体の基準を見ましょう。この団体であれば100%免除してもいいという、そういう団体はどういう団体かということ、いろいろご提案がありましたけれども、例えば障がい者団体というのが出来ましたけれども、障がい者団体がお使いになるということであれば、これは免除対象になつていいかどうかということですね。まず1つ、これについていかがですか。よろしいと思いますか。

○委員 はい。

○委員 よろしいでしょうか。

例えば、それは今想定された、例えばここで言う1番目のさまざまな分野がございますよね。まさに今その分野を挙げてみましょうということだったのですけれども、今思ったのは、つまり、例えば福祉なら福祉とか、福祉というか例えば障がい者の方である、あるいはこれは介護である、これは子育てであるとか、あるいはもっと違う防犯とか環境とかいうことも出来ましたけれども、こうしたこと、それはそれぞれ市役所の担当課があるわけですので、そこが一元的にこうした課ごとで言うなればお墨つきを与えて、そのところであれば100%なのかわかりませんけれども、こうした何か免除の形をとるというようなこともあり得るのかなということを思いました。やり方の問題でしたので、今の議論ではなかったのです。申しわけありません。

○委員長 その団体が、それぞれの所管している役所のそれぞれ所管部門の直接関係のある団体であれば、それは免除の対象にしましょうということですね。

○委員 関係あるというか、そこがお墨つきを与えるというような形でしょうかね。

○委員長 委員のご意見は、お墨つきがあればいいというわけですね。

○委員 そうです、そういう方法もあるかなと。思いつきですけれども。

○委員長 そうすると、先ほどご提案した障がい者団体はいかがですか。それはよろしいでしょうということがまず1つ出ましたね。それとあと今の自治体の、小平市役所のそれぞれ所管部門の、表現がいいかどうかわかりませんが、お墨つきがいただけるような団体であればそれはいいでしょうという、そういうことですか。

○委員 それは一つの方法かなと。

○委員長 お墨つきというのは、何となくあいまいなものですね。

○事務局 お墨つきというのは、方法論だと思うのですけれども、その方法論を選ぶ上での基準がやはり必要ではないでしょうか。

○委員長 そうですよね。どういうお墨つきかというのが。

○事務局 障がい者団体、あるいはP T Aとかのある種の公共性の高い団体とかという、ある種の基準を決めた上で、方法論があると考えますので、基準についてのご議論をお願できますでしょうか。

○委員長 障がい者団体であれば福祉部門のお墨つきはいただいているということになるわけなので、団体でまず判断できるのではないかと思います。

○委員 あともう一つは、例えば今議論されているのは公共施設というか、市民利用施設の手数料の問題がほぼ中心な訳ですけれども、仮に例えれば障がい者の方であればその方たちは、市から補助を受けている利用団体を免除するかという議論と同じところが出てくると思うのですけれども、他の形で市からさまざまな補助なりを受けていると、さらに先走った議論なのかもしれませんけれども、この団体はいいですよという形にすることがいいのかどうかということは、今洗い出しの中でも、考えておくべきことなのかもしれない。

○委員長 そうですね。当然、障がい者団体も補助を受けている団体の一つになっている可能性が高いわけですよね。でも、それは補助される団体はダメですよということはあったとしても、障がい者団体は除くという形になるのでしょうか。その最後はね。

○委員 そうですね。

○委員 今のところがわからなかったので、もう一度すみません。

○委員長 障がい者団体も補助を受けている団体の一つであろうかと思います。したがって補助されている団体がダメだということになると、障がい者団体は排除されることになりますよね。ですけれども、その場合には障がい者団体を除くという規定を入れておけばいい訳ですね段階的に。それはクリアできると思うんですけども、それは一応、議論の中におっしゃっていただきてよろしいと思いますよ。

○委員 難しいな。

○委員 よろしいですか。

○委員長 はい。

○委員 委員が区分けなさったこの福祉、介護、また先ほどから出ておりますこういう言葉ですが、実際に利用されている団体というのはどういうのがあるのか、ピンとこないのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○委員 団体というのはどういう意味ですか。サークルの名前ですか。

○委員 ええ、サークルの名前とか、介護ではこういうのがある、福祉ではこういうのがある、子育てではこういうのがあるという、こういう方が実際に今地域センター、公民館を使っているよという。

○委員 例えば、介護でしたら公民館で介護予防の講習を、例えば中央公民館でしたら、10回に分けて専門家が来てベッドで寝返りを打つ場合だと、そういう講習があるわけですね。それ

が10回終わった後、せっかくここで学んだのだから、30人位来られた内の半分ぐらいは、介護の問題を持っている方がいらっしゃるのですね。その方が結成するわけですね。それで、介護友の会と。それで、月の中に何回か公民館を利用して集まるというケースですね。

○委員 そうですか。これはだれが聞いても無料でいいですね。

○委員長 そこはまた問題かもしれません。

○委員 そういう団体の利用者というのは、非常に多いのでしょうか。現実はどうなのでしょうか。

○委員 実際に数からいくとそれほど多くないですね。先ほどの2番目のカテゴリーにも入っていませんね。

○委員 やはり趣味・娯楽分野の方が多いですね。

○委員 それが多いですね。

○委員 抽選会も月初めにあるのですけれども、朝8時過ぎにはもう地域センターに抽選会で並びます。好きな日にちを当てるのですけれども、1番から何十番という番号で抽選を当てるのです。ほとんど趣味ですものね。

○委員 そうです、おっしゃるとおりです。

○委員 ですから、現実どういうサークルなり団体があるのかということを、私どもは携わっていないものですからよくわからないのですが、そういうのを出してもらって、それこそ個々にチェックしてもいいのではないですか。

○委員 こういうように定義するというのは、あるかもしれないです。

○委員 そんなにたくさんあるのですか。

○委員長 サークルというのは、公民館の事業からスタートして、そこから広がったそのサークル。

○委員 ええ、広がっているサークルと、それがそうではなくて、例えば5人以上の方が参加すれば、どんなサークルでもつくれるわけですね。

○委員長 それをサークルとおっしゃっているのですね。団体とは違うのですね。

○委員 ええ、団体とはですね。団体とか連盟というのは、例えば囲碁・将棋でいきますと、囲碁の場合だと小平で恐らく60カ所ぐらいでサークルがあるのですが、それをまとめているのが小平囲碁サークル連盟というのです。会費を皆さんからいただいて、それで運営して市民大会を行います。

○委員長 それを団体とおっしゃっているわけですね。

○委員 ええ、それは団体ですね。

○委員 ですから、例えば小平市詩吟連合会とか、それから盆栽協会、それから日本舞踏連盟とか、それから小平市の菊を愛する愛菊会ですか、それから何とか棒打ち、私はこの内容を知りませんが、民謡の関係ですが何とか打ち歌保存会とか、それからマジック連合会とか、こういったものが補助を受けているわけですね。数はたくさんありますので申し上げませんが、舞踏連盟とか、大正琴の連合会とか。

○委員 27団体あるのですよね。

○委員 ええ、27団体あって、年に2万9,000円いただいている。これは、その下にはまた2番の項に入るサークルがいっぱいあるわけです。

○事務局 今、どんな団体があるということなのだと思いますけれども、委員さんがおっしゃったのは、一番頭の部分の名前だと思います。現実に地域センターを利用しているのはその中の下部組織の、極端な話、いい例がフラダンスであるとか社交ダンスの会は、前はそんなに団体はありませんけれども、今はそれが分かれて分かれてということです。組織が大きくなり過ぎて、福祉会館であふれ、体育施設に行くとか、地域センターに来るとかということですので、補助の団体は有料というお話をありましたけれども、どこまでが補助団体かどうかを把握することは多分困難だと思います。

市民文化会館をたびたび出して申しわけないですけれども、市民文化会館の条例施行規則では、社会教育関係団体であるとか市内の補助団体は50%減額の対象にしていましたと思っておりますので、そこはああいう施設ですのでそんなに多くありませんけれども、地域センターは2,000団体ですから、とにかくその中身を把握することは非常に困難かと思います。

ですから、活動内容が営業でないということを把握するために、先ほど言いましたけれども、どんなことを目的としているのか聞いていますけれども、例えば福祉関係団体がその目的のために使うときには当然免除ですけれども、必ずしもそうでない場合もあるとは思います。福祉関係団体が忘年会をやるということが目的なのかどうかという、そういう議論もあるのかもしれませんので、団体名を出すというと相当な数ですから、ジャンル別に分けることは可能であっても、活動の中身までは少しつかみづらいのかなという気がします。

文化協会の登録している団体もしくは体育協会団体が、直接地域センターを使うことは余りないです。そこで活動する下部組織が活動の場を求めて地域センターに来ていると認識していますので、今考え方の整理としてはなかなか団体名を挙げていくとなると、免除の団体を非常に絞って、そこだけを限定してそれ以外をというお話をあれば可能かと思うのですけれども、全部を出すとなるとなかなか難しいのかなという気がします。ちなみに子ども会も補助団体です。

○委員長 かなり団体といっても、個別の団体名を出してもなかなか判断しにくいし、それこそ余りにも広がり過ぎてしまいますね。したがって自治会であるとかPTAだとか、あるいは地域活動をやっているどういう名称なのかわかりませんけれども、そういう特定の少し幅広く網羅的にとらえた団体という表現をしていかないと、押さえどころがないような気がするのですけれども。障がい者団体は押さえやすいですね。自治会ならそれこそわかりやすいのですけれども。

○委員 そうですね、地域自治とかあるいは教育とか、そういう言葉を使ってPTAだとか子ども会は押さえたらいいのではないかと思うのですけれども。

○委員長 そういう押さえ方をしていかないと判断がしにくくなってくるような気がするのですけれどもね。その辺は、どうですか。

○委員 子ども会は補助をもらっているというお話をしたけれども、それはどういう子ども会の話ですか。

○事務局　社会福祉協議会は市の財政支援団体ですけれども、社会福祉協議会が子ども会に補助をしております。

○委員　登録していますということですね。

○事務局　ですから先ほど登録という、各課で把握というお話も出ましたですけれども、各課で把握できるのは、今言いましたように財政支援をしているとか、何らかの権利関係が発生しないと正直言って把握できません。

ですから自治会にも、交付金なり補助金を出していますので、それを申請してくることによって把握をするということになりますので、申請してこないところは把握できないということになります。

○委員　そうですよね。はい、わかりました。

○委員長　社会教育関係団体とかすごく範囲が広いわけで、それは次の議論になるのでしょうかけれども。

○委員　過去にこの受益者負担ということで、15年ぐらいからこういう委員会を設けられていろいろとやっていらっしゃいますね。19年にはほぼ固まって、5回ぐらい会議をやられてまとまっていますね。そういうときに、こういう話は出なかつたのですか。

○事務局　過去の検討につきましては、減免そのものを見直すという考え方の議論は、今までなかったところがございまして、あくまでも料金が適正かどうかという観点で適正化を検討してきました。今回、府内検討委員会で検討しましたけれども、その段階では初めて減免についての問題があると提起したということです。

○委員　そうしますと、この委員会が初めてこういう話で検討をしているということですか。

○事務局　そうです。こういう検討は初めてです。

○委員　わかりました。ありがとうございます。

○委員長　時間が経過をしてきておりますので、一定程度の方向性みたいなものを欲しいわけですが、免除するのが難しければ、逆に免除がないというところから押さえていきましょうか。免除してはいけないという、さっきの営利企業だとか営利団体ですよね。これは完全に免除すべきではないわけですね。これについてはみんな共通だと思うのですけれども、それ以外に先ほどあつた補助金の交付を受けている団体というのがありましたね。これはまだ議論の途中だと思いますが、この辺を押さえておくと免除なしの特定ができるような気がしますがいかがですか。

○委員　その営利というのが、また少し範囲の幅があるではないですか。ある会社で会議室が1つしかないで、公民館を使いたい、地域センターを使いたいということであれば、当然100%今ももらっているわけですよ。だけど、そうともこうともつかないような地域の活動を支えているような、でも絶対私塾であるというような団体があるのですよ。というような話が以前、委員から出ていまして、私は具体的にこの団体、あの団体というのはわからないのですけれども、そういうのがあればそういうところを少し。

ですから、審査をするのが現場だけでは難しいのではないかというご指摘になったわけですね。

○委員 そうです。

○委員 私も、それは同感なのですが、ここで話すところではないかもしれませんけれども、やはり現場の責任者はそこまでわからない方が多いでしょうし、そういうことをするつもりで仕事をされていないわけなので負担も多いし、窓口でやり込められたりするのはやっぱり気の毒ですし、たまにはそういうことを見かけます。そういうのは余りよくないと思います。ですから、営利を目的とする株式会社が会議室として使うときは、これは100%今も取っているので問題ないのですけれども、そうではなく、すごく設定がしづらいところを今話したらどうかと思うのですけれども。

○委員長 そうすると、免除なしというのも難しい話になる。要するに、いろんなおけいこごとで先生をお呼びして、その先生が月謝なりを徴収するという形態がありますよね。最初は生徒さんたちがそれぞれ任意に拠出をしていくのであればいいのですけれども、そうではなくだんだんと先生のほうが主体的に自分の営業をやっていくということになるとすると、まさに営利ということになってしまふわけです。こういうことですね。

○委員 よろしいでしょうか。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 ここは減免するべきでない議論というところに、実際上難しいというお話がありましたけれども、前回のところで私も意見を申し上げましたが、あるいは今回、利用料金について施設の維持管理費を含めた料金設定で、しかもその50%云々というのは、この最初の検討結果報告書の6ページのところに基本的サービス、選択的サービスあるいは採算的、非採算的というところで、ここで料金設定の中でいろいろ盛り込まれていることもあるということですので、私はやはり、最初にいただいた資料で、これは20ページのところですけれども、70%の市民が利用者の費用を負担すべきであるということをおっしゃっているということ、あるいは現にパイは限られている、予算は限られているわけですので、ここでその施設の維持管理、利用に関するためのお金をどこから持ってくるかという話になってくるので、そうすると、もしかしたらそれは子育てとか高齢者施策のためのところを少し削ってこっちに持ってくるということにもなってくるわけですよね。だって全体が限られているわけだから。

そうすると、原則はやっぱり負担していただくというところに、そこに立ってその上で負担が言うなれば難しいところとか、あるいはこれを入れていいのかどうか躊躇するところはありますけれども、その施設の施策目的に合致するところを射程に入れるか入れないか、そこはあるいは切ってしまうというのも一つの手だと思うのですけれども、これはそういうのもあると示しているだけですけれども、やっぱり原則的に負担していくということをしないと、よそから持ってくるか次の人に負担してもらうかという話になりますから、それは避けるべきであると考えますので、かなり限定的にとらえていくべきではないかなと思います。

○委員長 私の発言を撤回しないといけないかもしれませんですね。余計なところまで、引っ張りこんでしまったような気がします。免除なしというのは基本的に原則有料なのですよね。原則有料だからこそ、その減免をどうするかという。少し論議を逸脱して申しわけございました。

やはりこれはそれを免除するかという論議になってくる話なので、そこは突き詰めないといけないですね。基本的には有料なのだということですね。

そうすると最初に戻ってといいますか、先ほどの団体で切っていくしかないということになれば、どういう団体を免除の対象とするかというのをやはり考えないといけないので、このところは時間がかかるともやむを得ないかと思います。こここのところをしっかりと押させておきたいと思いますので、今団体名が幾つか出てきているのですけれども、自治会というのはどうなのですか。自治会が使用申し込みに来た場合に。

○委員 自治会は、私は無料だと思います。

○委員長 無料ですか。

○委員 はい。自治会等で、どちらかというと定期的なもので使用なさっているのが多いと思いますね。あれは毎月第1土曜日とか日曜日とか、あるいは8日とか10日とかという日にちを限定して、町の運営といいますか町内会、自治会の運営話が非常に多いと思います。また、いろんなイベント、お祭り事とか、そういうような打ち合わせ会が非常に多いと思うのですね。飲み会とか、そういう意味で集まるということはまずないと思うのです。ついでにというのはあるかもしれませんけれどもね。

○委員長 P T Aはどうですか。どうぞ。

○委員 私も自治会は、自治基本条例も間もなく小平は成立されますから、そういう面では地方自治とかまちづくりの拠点がこちらにある地域センターなり公民館ですから、自治会は当然免除だと思います。

○委員 自治会のことについては今、自治基本条例のお話が出ましたのでそれについて言うと、例えばこれから市がいわゆる地域分権とか、かたい言い方で言うと、こうした形での仕組みをどうやってデザインしていくかということにもかかわってくる話で、例えば自治会というのは性質上私的な団体になりますので、例えば先ほども申し上げましたけれども、この施設利用についての使用料についてどうするかということと、自治会の活動に対して市がどういう形で支援していくかということは別かなという感じもしますので、必ず取ってはならないとはならないのかなと思うのですけれども。

○委員 そうですかね。まあ考え方なのですが、地域で場所がないのですよね。そういう意味ではすぐ近く、その町内に地域センターがあるということでは非常に重宝する、ありがたい存在ですね。だから無料でいいのかという、そういうことではないと思いますけれども、どちらかというとやはり町の活性、あるいはまた皆さんとのコミュニケーション等を公に聞くような場所なものですから、そういう会合が多いのですけれども。

○委員 それで、例えば、そのときによくある議論なのですけれども、N P Oをどうするのかという話になってくるわけですね。N P Oも全額なりあるいはかなり大きなパーセンテージを免除するということになれば、またやっぱりどんどん広がっていく話になるのかなという感じを受けますので、自治会とかあるいはN P Oのような地域とか公共課題に便するような活動をしている団体について、違う形で支援してもらって、その支援を、例えばN P O支援の話が出てきて、そ

の補助金の使途とかが結構どういう形で使うかというときは何か人件費とか何かが問題になりましたのですけれども、それはいいとして、つまり他の形で支援したのを充てていただければいいということもできるわけですね。

だから、原則的にはやっぱり使っている人が負担する、もちろんその活動の中身とか云々とかいうこともありましたけれども、としたほうがいいのではないかなと思います。

○委員 議題になっている内容が、どちらかというと市からの要望あるいはまた市に対する協力というか、そういう内容が非常に多いですよ。そうなった場合に有料でいいのかと。要するに、会議の内容がほとんどそうなのですよね。会議までいきませんけれども、祭り事も入りますよ。あるいはまた市民祭りとか、そういうときには我々の町としては何に協力する、どうするというような、そういう話題等も非常に多いし、あるいはまた、細かいことで言いますと灌漑用水の清掃、これは市から要請を受けて、助成をもらって掃除する。それでは誰を出してどうするこうするというような、そういう詰め事なんかも非常に多いので、どちらかというと市とのコミュニケーションを図る大きな柱になっていると思うのですけれどもね。

○委員 そうしますと、例えば助成が出ていることについて言えば、その助成金を使って使用料に充てていただくとか、あるいは、これはこんなことを一つのあり方として想像してみるだけなのですけれども、例えば市の事業での話し合いについて利用するというのであれば何か市からチケットを渡して、この話し合いのときはこのチケットを使ってそれを減免にしますとか、そういう方法もあるわけですよね。だから、自治会だから必ず何とかとかいう方法じゃないやり方も、あるいはあるのかもしれませんし。

○委員長 例えば地域センターを例にとってみた場合、地域社会だとか市民交流が主体的な目的として設立されていますよね。そうするとその地域センターを活用するには自治会組織というのは、まさにその目的に合致した活動をしている団体ですよね。そこがそのために使うのであれば、無料にしてもいいのではないかという気はするのですよ。

○委員 そうなのです。それはもう一つ、この後にお伺いしようとしていたところではあるのですけれども。

○委員長 ただ、それが公民館だったらどうかとか、福祉会館だったらどうかという論議はあるかもしれませんけれども、少なくとも地域センターに関していいのかなと思いますが。

○委員 それはこの後の福祉会館において、高齢者団体とかのこととかにも結びついてくる議論ですね。

○委員長 ええ。

○委員 助成金の中の内訳ですか、算定根拠は、補助金にしろ、助成金にしろ、何かこういうことに使うからこれだけ必要という一応体裁、一応という言い方も何ですが、そういう体裁があるとすれば、そういう会場費とか活動費というのもその中に含まれているという理解でいいのでしょうか、それともそういういた項目はなしで、何となくもっと丸めて幾らと出していらっしゃるのでしょうか。そのあたりはどんな出し方をされているか、教えていただけますか。

○事務局 古い自治会で言うと、集会室というのを独自で持っております。ただ、二十数年前に

地域センターをつくった当時の長期総合計画は、人口増をしている小平市はベッドタウン化してきたわけですけれども、自治会をつくっていただいて行政のご協力をいただきましょうということではあったわけですけれども、自治会が集会室を造って維持していくのは困難な状況だったので、集会室にかわるものとして地域センターを造りましょうという趣旨が当時あったそうですので、地域センターは、自治会は最も優先すべき団体だという考えを現在も持っています。

交付金は出していますが、交付金は事務費として渡しているので、何に使っても目的はありません。ただ、これは1世帯年間100円ですから、わずかなお金ですよね。

ですから、自治会との会合をついた日行つたばかりなのですけれども、この中でももっといただきたいという話は出ています。自助というか、もともと任意団体でございますからご自分たちの力でということになりますけれども、やはり行政に支援をしていただきたいという思いは伝わってまいりました。

あとは防犯灯であるとか掲示板ということでの本当にそのためのそこにかかった経費を、100%もしくは限度額を設けて補助しているものがありますけれども、流用はもちろんできないものですね。ただ、100円で、集会室を持っているところにとってみるとそれで維持していくなくてはいけないとか、100円で地域センターを借りるというのはなかなか難しいかなと。

ただ、市民文化会館の条例でいいますと、当初100%減免なしの条例案をつくりましたけれども、なかなか受け入れられなかつたという経過はございます。

免除すべきところ減額すべきところは、その主管課に予算化をして、補助金で出すという条例をつくったのですけれども、理由はいろいろありましたけれども使いづらいということで、当初から減免規定を設けて、それに該当する団体については免除と減額という規定を設けました。審査会を設けて1件ごとの利用ごとに審査をしていますけれども、そういう経過をたどっています。

ですから地域センター、公民館、福祉会館を別途その分交付するというのはできないことではないのですけれども、今までやってこなかつた経緯というのはあると感じております。

○副委員長 減免規定をつくらないでいこうとしたときにいろいろな反論があったと理解したのですけれども、それはいろんなポイントで反論があろうかと思うのですけれども、どんなところにやはり皆さんは不自由を感じられたのでしょうか。それとも減免なしでいこうとしたときにどんな障害があったかをちょっと確認しておきたいのですけれども。

○事務局 市としては協力団体もたくさんございますから、その方々のご意見を頂戴して制度をつくったわけですけれども、やはり今おっしゃるような、使用料をいただいて後からその分を補助するというと、それなりの団体に財政力がないとできないわけですね。

小平市民文化会館の場合は会館の使用料が最大で30万ぐらいで、その他に別途附属設備といって照明を使って幾ら、マイクを1本使って幾ら、いす1個使って幾らと、そういう計算なのですね。大ホールで大がかりな1日かけての事業をやるとなると何十万もかかります。それを一旦でも負担できる団体となると非常に限定されますので、ルネはあくまで市民ホールとしてスタートしていますので、市民、団体には利用しにくいという制度になってしまふということが大きかったです。

○副委員長 立てかえ負担がネックということですね。

○事務局 はい。戻すまでには行政の会計手続からいければ数日で交付するということは難しいです。ルネこだいらは取っていただいて決定まで数日は置きますけれども、基本的には前納です。ただ、市の場合は業務が終了してからの支払いですから、そこにちょっとタイムラグが出ます。それが仮に何カ月、1年という間あけるとなると、非常に難しいかなと思います

○副委員長 はい、了解しました。

○委員長 時間がちょうど5時を過ぎまして、予定時間をオーバーしてしまいました。この議論はまだ尽きないところですが、提案をいただいた検討課題の中に公共性の高い団体、例えばということで集会施設、地域センターについては自治会、PTA、子ども会等々書いてありますよね。福祉会館については老人クラブだとか、公民館については同じように社会教育関係団体とか、こういう表示があります。こういうものを一つ一つ、つぶしていかないといけないことになるのですが、今日はこれ以上できないと思いますので、次回ということでお願いをしたいと思います。

この辺のことについて、それぞれ皆様方今までご意見をいただきましたけれども、またお考えを少しまとめておいていただいて、次回その辺についてご意見を含めてお話をさせていただければと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員 あと、よろしければこれは提案ですが、議論し始めると、私の脱線がよくないので、どうしても長くなってしまうので、余り2時間とかつちり区切らないで、ご負担を皆さんにお願いすることにもなるのですけれども、少しはある程度延長するということも考えてやられたほうが、期日ということもありますし、いかがでしょうか。

○委員長 事務局のほうの時間の配分はいかがですか。

○事務局 時間が合えば別に構いません。延長等を含めまして、対応は可能です。

○委員長 今日急にというわけにもいかないでしょう。それご予定もあるでしょうから、始まる時間がきょうは3時からでちょっと遅かったのですよね。ですから、もう少し早い時間帯から始めていただくとか。

○事務局 次回は2月9日の火曜日の2時からです。

○委員長 それが最終回になるのですか。

○事務局 いいえ、どうしても次では終わらないということであれば、3月あたりに第6回の委員会を開催することもできます。

○委員長 ここで検討課題がクリアできれば、あらかたは見えてくるわけですね。そうすると、今までの共通部分を全部まとめていただいて、検討課題もクリアしているとなれば一定の方向性が出てくるわけです。ちょうど山なのですね。

○副委員長 一旦我々預からせていただいて、少し交通整理をして、この委員会でどこまでやれますかということもございます。

○委員長 一からの議論というとなかなか難しいと思いますので、ある程度原案的なものをお示して、それでどうですかという形でよろしいですか。

○委員 それは助かりますね。

○委員 それでお願いします。

○事務局 そうしますと、事務局で案という形を作成するということですね。

○委員 そうです。そういうものか何かをお示しいただくと非常に選びやすいといいますか。

○委員長 いかがですか。

○委員 それは委員長にお任せいたしますので。

○委員長 2月の段階で一定のものを原案の原案になるのかもしれませんけれども、それをお示しさせていただいて、そこでご意見をまたいただくという形をとりたいと思いますけれども、よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、日程の次第の4、その他というところに移りたいと思います。

一日程調整—

○委員長 以上をもちまして第4回小平市受益者負担の適正化検討委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまでございます。

小平市受益者負担の適正化検討委員会
検討結果報告書（案）

平成22年3月

目 次

1	はじめに	1P
2	見直しの背景	2P
3	検討経過	3P
4	使用料の現状	4P
5	受益者負担適正化の基本的な考え方	5P
6	検討結果のまとめ	6P
7	見直しによる使用料の影響	9P
8	委員の個別意見	10P
9	資料	14P
	(1)小平市受益者負担の適正化検討委員会委員名簿	
	(2)小平市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱	
	(3)検討委員会開催スケジュール	

1 はじめに

市では、平成20年7月に庁内での検討委員会である「小平市使用料・手数料検討委員会」を設置し、平成21年7月に庁内における検討結果をまとめ、「小平市受益者負担の適正化（使用料・手数料の見直し）検討結果報告書」を策定しました。

本検討委員会は、平成21年8月に市長から受益者負担の適正化の検討を委任され、市の公共施設の使用料を中心に、庁内での検討結果や各種資料等に基づき、検討・検証を進めてきました。また、検討・検証を行う中で、利用者や施設関係者の意見を聴取し、利用実態を確認する機会を設け、公民館の審議機関である小平市公民館運営審議会の会長及び公民館利用者団体である八館会会長から貴重なご意見、ご提言をいただくことができました。

その他の施設の状況については、市の施設担当責任者から詳細な説明を受けることで、施設運営体制の現状や問題点、利用実態などを把握することができました。

このように、これまで検討委員会を6回開催し、様々な視点から審議を重ねてきた結果、受益者負担の適正化についての基本的な考え方や具体的な見直し方法をまとめたので報告いたします。

2 見直しの背景

平成20年2月に公表した「小平市政に関する世論調査」において、地域センター等の利用費負担を、一部を含めて負担すべきだと思うとする意見が7割近くありました。しかし、公共施設の使用料の免除が9割以上となっており、市民意識とはかけ離れています。

現行の減免制度は、利用する各種団体活動の支援や促進、施設利用率の向上などに一定の成果を上げましたが、受益者負担に対する市民意識や社会状況が変化しているにもかかわらず、これまでに減免内容の見直しが行われたことがありません。

財政面を見ますと、小平市の財政状況は、世界同時不況による経済状況の悪化などから市税を中心とした収入が減少している反面、少子・高齢化に伴う施策や公共施設の維持管理経費などが増加しております。このような状況が続くと、現在、減額免除をしている施設使用料を確保するために、今後、子育てや高齢者施策などの事業費を削減することや、市債などの将来負担を次世代に負担してもらうことが予想されます。

このような状況から、現行の施設使用料を見直す必要性が迫られています。

3 検討経過

本委員会では、平成21年7月に策定された「小平市受益者負担の適正化（使用料・手数料の見直し）検討結果報告書」に基づき、地域センター、福祉会館、公民館、総合体育館、体育施設を中心に、各施設の担当課長から施設の現状や使用料の実態についてのヒアリングを行いました。

また、使用料を見直した他市の実態、見直しによる影響について、資料等に基づき検討を行うとともに、施設利用者の意見等を聴取するために、小平市公民館運営審議会会长及び公民館利用者団体の代表である八館会会长からご意見やご提案をいただきました。

これらの検討や意見聴取などに基づき、使用料等の見直し課題を確認し、見直しを行うべき内容をまとめました。

なお、本検討委員会は、平成21年8月に1回、10月に1回、11月に2回、平成22年2月に1回、3月に1回、計6回開催しました。

4 使用料の現状

集会室、地域センター、元気村おがわ東の使用料は、それぞれの設置条例施行規則で規定された免除基準の「その他市長が特に必要と認めた場合」を受け、要綱で定めた基準（地域活動、福祉活動、文化活動）により免除しています。

これらの免除率は、集会施設が 96.4%、地域センターが 96.5%となつており、運営費等経費についてはそれぞれ 99.9%、99.5%を税金等で負担しています。

福祉会館は、設置条例施行規則に定めた基準（社会福祉活動）により、使用料の免除を行っていますが、免除率は 89.3%となり、運営費等の経費の 98.1%を税金等で負担しています。

公民館についても、設置条例施行規則に定めた基準（社会教育活動）により免除を行っており、免除率は 89.3%となり、営費等経費の税金等の負担は 99.4%となっています。

体育館・体育施設等については、設置条例施行規則に定めた基準（主催団体、市民対象の有無等）により、減額・免除を行っていますが、減額・免除率は、体育館 14.1%、体育施設 7.6%となり、運営費等経費については、それぞれ 73.3%、72.8%を税金等で負担しています。

このように、体育館・体育施設を除く施設の使用料の免除率は、大半が 90% 後半となっています。

この現状に対して、多くの委員から、利用する市民と利用しない市民との負担の公平さが欠けており、問題があるという意見がありました。

※免除率、税等負担率は平成 19 年度決算額に基づき算定しました。

5 受益者負担適正化の基本的な考え方

受益者負担の適正化の基本的な考え方については、府内の検討結果である「小平市受益者負担の適正化（使用料・手数料の見直し）検討結果報告書」においても示されていますが、本検討委員会においても、次の3つの基本的な考え方に基づき見直しを行いました。

（1）受益者負担の原則

市民が市の施設を利用しサービスを受ける際、利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との負担の公平性が確保されます。このため、市の施設を利用する方やサービスを受ける方に応分の負担をしていただく必要があります。

（2）算定方法の明確化

利用者に応分の負担を求めるためには、使用料・手数料の積算根拠を明らかにし、市民に分かりやすく説明できるようにする必要があります。

そこで、積算根拠の明確化に向けて、原価のあり方や負担割合などの定め方に係る基本的な考え方についての算定方法を明確にします。

（3）減額・免除の見直し

使用料・手数料の減額・免除については、「受益者負担の原則」の観点から、あくまでも特例的な措置であることを確認し、その適用については、やむを得ないものに限定します。なお、やむを得ず減額・免除を行う場合は、公平性・公正性の確保を図るものとします。

6 検討結果のまとめ

本検討委員会では、各施設の使用料については、「5 受益者負担適正化の基本的な考え方」に基づき、様々な視点から検討した結果、次のとおり提言します。

(1) 使用料・手数料について

各施設の使用料及び手数料の料金設定は適切とします。

使用料・手数料は、原価算定に基づき料金設定を行い、これまでにも設定した料金を定期的に見直しており、原価と料金に一定率以上のかい離が生じた場合は料金の改定を行っていることが確認できました。

(2) 減額・免除について

集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東、福祉会館、公民館等の公共施設の利用は、原則として全て有料とします。

ただし、公共性の高い団体、障がい者団体、官公署が利用する場合は、免除とします。

公共性の高い団体とは、利用団体の活動内容や施設の設置目的等を考慮し、次のとおりとします。

①集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東

自治会、PTA団体、子ども会、地域活動・福祉活動を行う団体

②福祉会館

老人クラブ及び社会福祉活動を行う団体

③公民館

自治会、PTA団体、子ども会

趣味・娯楽を目的とする団体については、文化活動を通じて地域活動に貢献しているなど、公共性を有する面が見られるため、使用料を50%減額とします。

また、公民館において一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動している団体については、社会教育団体としての性格を配慮して使用料を50%減額とします。

この見直し内容に対する反対意見として、「公民館の講座から生まれた団体・サークル活動は、地域の活動に参加し、公民館の運営にも関わっており、公共性が高いため、公民館、地域センターでの利用料をこれまでと同様に免除すべきである。」という趣旨の意見がありました。

市民総合体育館、体育施設の減額・免除制度については、減額・免除の基準を詳細に定めており、免除率も低いことから、おおむね適切としますが、新たに障害者に対する使用料の免除が必要となります。

各施設別使用料免除団体一覧

	100%免除団体	50%免除団体	免除なし団体
集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、P T A、子ども会 ・地域活動・福祉活動を行う団体 ・障がい者団体 ・官公署 	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味・娯楽を目的とする団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利団体等
福祉社会館	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ ・社会福祉活動を行なう団体 ・障がい者団体 ・官公署 	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味・娯楽を目的とする団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利団体等
公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、P T A、子ども会 ・障がい者団体 ・官公署 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動している団体 ・趣味・娯楽を目的とする団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利団体等

(3) 施設運営について

地域センター、公民館については、ほぼ同じ利用者及び利用形態が見られるため、効率的な財政運営や市民サービス向上の観点から、コミュニティ行政と社会教育行政を一体化し、縦割り行政の弊害をなくすような運営形態の検討を図ることが望まれます。

7 見直しによる使用料の影響

「6 検討結果のまとめ」を実施することにより、市の使用料はおよそ3千8百万円の収入増となる推計結果がでました。

各施設の使用料は、集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東では約1千万円、福祉会館では約3百万円、公民館では2千5百万円の増となります。

また、減免率は、それぞれ施設で90%台後半から50~60%台に減少することが推計されます。

見直しによる各施設の使用料の状況

施設名	現在の状況		見直し後の状況(推計)		
	使用料収入額 A	減免率	見直しによる増額 B	使用料収入 + 見直しによる増額 A+B	減免率
集会室	67,300 円	96.4%	619,768 円	687,068 円	63.5%
地域センター・元気村おがわ東	1,082,300 円	96.5%	10,040,341 円	11,122,641 円	63.6%
福祉会館	1,559,300 円	89.3%	2,987,107 円	4,546,407 円	68.7%
公民館	1,247,500 円	97.8%	24,489,010 円	25,736,510 円	55.3%
体育施設	49,508,030 円	7.6%	-	49,508,030 円	7.6%
総合体育館	52,513,800 円	14.1%	-	52,513,800 円	14.1%
八ヶ岳山荘	765,700 円	38.4%	-	765,700 円	38.4%
合 計	106,743,930 円	51.6%	38,136,226 円	144,880,156 円	34.3%

(19年度決算額から算定しています。)

8 委員の個別意見

受益者負担の見直しにあたり、総論的な見地から検討内容をまとめましたが、委員から次の個別意見がありました。

○公民館、地域センターの利用料は、90%以上減免が適用され、利用規定が形骸化されており、大きな問題点を含んでいる。

また、現規定における利用料の免除は、負担の公平さが欠けており、次のように利用料の免除基準の区分けをする必要がある。

- ・福祉、介護、育児、子育て、教育、環境、障がい者、これに関係する連盟、団体、サークルは100%免除対象とすべきである。
- ・趣味的な活動、歌舞、音楽も含めて、趣味的な活動である文化活動、娯楽活動は50%負担とすべきである。
- ・財政基盤のしっかりした生協、農協、連盟は減免なしの100%負担とすべきである。
- ・小平市の文化協会から補助金を受けている団体、連盟、サークルは100%負担とすべきである

○各施設は成り立ちが違うので、減免基準が異なってもしかるべきである。

あえて統一化を図るのならば、減免基準で共通するところは、ある程度統一化ができると思う。公民館と地域センターにおいては、ほぼ公民館に準じているところ、一部重なっているところは、統一化を図るべきであるが、体育施設、福祉施設とは統一化が図りにくい。

公民館と地域センターの免除については、PTAの集まり、自治会の集まりとか公共性が高いものは今までどおり免除してもいい。

ただ、公民館については、趣味的な活動の範疇とか個人的な楽しみが、公民館の講座からさらに活動を続けていくようにしている関係から、公民館の講座から生まれた活動は、地域の活動に参加し、公民館の運営にもかかわっていくことから公共性がある。しかし、おかげこごとだけの団体であれば、料金を減免から外すべきである。

減免の基準の設定はある一定のルールが必要であるが、減免の基準が多くなると市民が公共施設をいつでも自由にだれでも使うことができなくなり、利用する団体が減少することが気になる。

しかし、本当に使用料を払わなくてはいけない団体に対しては、減免の基準を厳しくするべきである。

なお、公民館の講座から立ち上がったグループが、利便性を考えて定期的に地域センターで活動する場合は、公民館の減免基準を取り入れていくべきである。

○地域センター、公民館での免除については、自治会、子ども会、PTAなど公共性があり、多くの市民のために活動している団体を有料化することに疑問を感じる。

地域センター、公民館において、使用料がそれほど高額ではないにもかかわらず、個人の楽しみの範疇にある趣味のサークルなどがほとんど免除という状況には疑問を持っている。

これらの施設では、利用団体を登録し、免除の判断を考えていく必要があるが、個人的な娯楽での利用については有料で良いと思う。

○利用者の受益者の負担は当然である。

使用料の算定基準については、民間ならば原価にプラス何割か乗せたプライ

スをつけるというのは当然である。市の施設では公共性があるため、原価の何割かを減免にするという減免基準を行っているが、見直す必要がある。

公民館は1館年間で約1,900万円、地域センターは1館約1,200万円、合計で公民館約2億1,000円、地域センター約2億2,000万円強の持ち出しをしている。今後、市の収入増は望めず、将来の負担を考えた場合、受益者の負担は当然であるので、減免の基準を厳格にしていく必要がある。

また、効率アップ、人件費の削減、市民に対する精神面のサービス等々いろいろと考慮すると、縦割り行政ではなく横断的な行政運営をしてほしい。

○市の財政は、現在右肩上がりで考えられる状況ではないが、市の構想どおりに施設を建設し、メンテナンスを行った場合に、100億円位かかると聞いている。このような現状の中、構想自体も見直していく必要があるが、建設時点のイニシャルコストは、世代間にわたって負担していくことが良いが、ランニングコストは、利用する世代が負っていくべきである。また、これらの経費は、子育てや高齢者施策などの予算を削っていることになるので、利用者が負担すべきである。

○受益者負担の問題意識を持ったきっかけは、このままでは財政が立ち行かなくなるので、応分の負担を市民にお願いすることが出発点であるため、行政側も市民側もきちんと出発点を確認できるような検討の進め方を意識していただく必要がある。

こういった議論は他の市でもされているので、例えばコミュニティ行政と教育行政を一本化して考えている先駆的な市などに学び、一定の方向性をつくるときには、ぜひ参考にしていただきたい。

小平市が、税金をかけてでも育て守っていきたいと考える文化、教養について

ての範囲を条例などで定めていくことも必要となる場合がある。つまり、市が税金を投入してまでも守っていく文化、教養があるとすれば、その点を明確にし、該当する活動についての使用料を無料にするのも一案。

しかし、社会教育法が定められた昭和20年代から比べれば、現在の社会は大分豊かになったので、自己啓発は自身のコストの中で行うという、市と市民との線引きが、市民との協働の中で共に見出していけるように考えていくことが必要である。

9 資料

- (1) 小平市受益者負担の適正化検討委員会委員名簿
- (2) 小平市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱
- (3) 検討委員会開催スケジュール

小平市受益者負担の適正化検討委員会委員名簿

	氏 名	所属等
委員長	渡辺 孝義	東京都市町村職員研修所特別講師 中央大学経済学部客員講師
副委員長	亀山 典子	株式会社日本総合研究所 主任研究員
有識者委員	友岡 一郎	月刊「地方自治職員研修」 編集長
市民公募委員	柴田 昭雄	
市民公募委員	古本 和子	
市民公募委員	水田 昌	
市民公募委員	森野 やよい	

(敬称略・市民公募委員は五十音順)

小平市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱

平成21年6月1日 制定

(設置)

第1条 小平市が徴収する使用料及び手数料について受益者負担の適正化を図り、市民負担の公平性を確保するため、小平市受益者負担の適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 使用料及び手数料の額に関すること。
- (2) 使用料及び手数料の減額及び免除に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用料及び手数料に係る重要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、識見を有する者及び市民のうち市長が依頼する委員7人以内をもって構成する。

2 委員のうち4人以内は、公募により選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができます。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて検討事項に關係がある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、平成21年8月1日から平成22年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

検討委員会開催スケジュール

(1) 第1回検討委員会 平成21年8月11日

序内検討結果について

(2) 第2回検討委員会 平成21年10月1日

地域センター・福祉会館・公民館・体育館等の状況について

①施設の概要②使用料金③使用料免除状況

(3) 第3回検討委員会 平成21年11月2日

利用団体等の意見聴取

各施設の使用料金・免除状況について

(4) 第4回検討委員会 平成21年11月30日

検討課題について

(5) 第5回検討委員会 平成22年2月9日

検討結果のまとめについて

(6) 第6回検討委員会 平成22年3月 日

検討結果のまとめについて